

2020年9月15日

在校生
保護者の皆さまへ

国立病院機構北海道医療センター
附属札幌看護学校

給付奨学金および日本学生支援機構在学採用（二次採用）のご案内について

日頃より、本校の運営につきまして、ご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。以下の通り奨学金等のご案内をいたします。

①高等教育修学支援新制度 給付奨学生

給付奨学生の家計急変採用のご案内（別紙1から2ページを参照してください）

※会計急変事由発生日から3ヶ月以内の申し込みが必要です

※進学資金シミュレーターで給付対象になるかもご確認ください

②日本学生支援機構

在学採用（二次採用）のご案内

1回目応募 9月23日まで

2回目応募 10月16日まで 学校 事務に申し出してください。

以上

給付奨学生の家計急変採用に係る弾力的な取扱いについて

給付奨学生の家計急変採用に係る支給開始月等の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。なお、(変更なし)と記載した箇所については、令和2年5月1日付(学支企第62号)の別紙「給付奨学生の家計急変採用に係る弾力的な取扱いについて」及びQ&A(学校担当者向け)に記載した内容と変更がないことを意味しております。また、(当面の間継続)と記載した箇所については、5月1日付通知で変更した取扱いを今後(6月末以降の申込)も継続することを意味しています。

1. 募集時期(申込期限)

募 集 時 期 (変更なし)	
①	2020年4月1日以降に家計が急変した場合、原則として、 <u>家計急変事由発生日から3ヶ月以内</u> に学校への申込みが必要。 (例) 事由発生日が4月1日なら7月1日までの申込み
②	新入生で入学前に家計急変した者であって、入学前年の1月(入学の15ヶ月前)以降に家計急変した学生等の場合、原則として、 <u>入学月から3ヶ月以内(2020年4月入学者は2020年6末日まで)</u> の申込みが必要。
③	2020年度においては、2年次以上(高等専門学校は5年次)の学生等について、2019年1月～2020年3月に家計急変した学生等の場合、原則として、 <u>2020年6末日までの申込み</u> が必要。

(注) 災害・傷病その他のやむを得ない事由(例：学生本人の病気、家族の看護、災害等による被災、実習中等)があると学校長が認めた場合には、上記期限後に申し込むことができます。なお、上記期限後に申し込んだ場合の支給開始月は、下記3のとおり、申込日の属する月分からとなります。今後、該当する場合は、「家計急変提出書類送付書」の余白に、具体の事由と期限後の申込みを認められる旨を、朱書きで記入してください。

2. 事由が発生した日

※家計急変の事由が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合に該当する者に限ります。また、事由が発生した日とは、次項の「支給開始月」とは異なります。

事由が発生した日 (変更なし)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した月の末日 ・ 収入が減少した月の前月の末日とすることも可能

3. 支給開始月

支 給 開 始 月 (当面の間継続)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日の属する月分から支給を開始

※ 上記にかかわらず、2020年4月入学(進級)者について、入学(進級)前に事由が発生し、1. ②③の期限までに申し込んだ場合の支給開始月は2020年4月となります。

※ 本機構における申込日の確認は、原則として給付奨学金申請書に記入された申請日をもとに行います。

※ 申込日の属する月が振込開始月となるわけではありません。

4. 証明書類等の不備の傾向

これまで推薦のあった者の書類において、以下の不備等の傾向が見られますので、申込者への周知、推薦時におけるご確認の際にはご留意いただきますようお願いいたします。また、申請に必要な提出書類を確認できるよう別紙「家計急変提出書類一覧」を作成し、本機構ホームページに掲載しましたので、必要に応じてご利用いただきますようお願いいたします。

ホーム>奨学金>奨学金の制度（給付型）>給付奨学金（家計急変）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

【書類の不備】

○ 最新の「所得（課税）証明書」の提出漏れ

学生本人及び生計維持者全員分（死亡の場合のみ、当該生計維持者の分は不要）の証明書の提出が必要です。なお、家計急変事由がない人を含め、申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上となる場合は、支援の対象外となります。

○ 診断書に事故又は病気により半年以上の就労困難であることの記載漏れ

生計維持者が事故又は病気の場合には診断書の提出が必要ですが、診断書には医師による「半年以上の就労困難」である旨の明記が必要です。

○ 休職期間中の給与の支払状況を証明する書類の提出漏れ

生計維持者が事故又は病気の場合、雇用主が作成又は押印した給与の支払状況を証明する書類の提出が必要です。自営業や会社役員等であれば、【様式】「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の事由による申告書」の提出が必要です。

○ 生計維持者が自営業の場合の所得金額を証明する書類の提出漏れ

生計維持者が自営業の場合等、給与明細書を提出できない場合は帳簿（月別の収入と支出がわかるもの）のコピーを提出してください。

また、支給額算定基準額は、総収入金額から必要経費を除いた「所得金額」を適用して算出するため、帳簿に「自営業等の所得金額計算書」の添付を求めることとしました。様式は上記ホームページに掲載しましたので、対象者にご案内ください。なお、同様の内容が記載されていれば、様式自由で構いません。

【機構への提出不要の書類】

○ 給付奨学金確認書の機構への提出

給付奨学金確認書は、学校保管をお願いしています。給付奨学金確認書と給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）はA3用紙1枚で繋がっておりますので、それぞれに切り分けて、給付奨学金申請書のみを機構に提出していただければ結構です。

※ 証明書類や学業成績等の確認に関する取扱いの変更はありません。詳細は、令和2年5月1日付（学支企第62号）の別紙をご参照ください。